

石教委第 355号
令和2年8月17日

保護者の皆様

石井町教育委員会
教育長 武知 光子
(公印省略)

学校・園における新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が発生した場合の対応について(お願い)

残暑厳しい毎日ですが保護者の皆様方には益々ご健勝のことと拝察いたします。日頃は学校・園の教育活動にご理解・ご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のニュースが毎日のように報道され、保護者の皆様におかれましては大きな不安を抱かれていることと思います。

新型コロナウイルス感染症についてはまだまだ予断を許さない状況にあるため学校・園におきましては今後も感染防止を徹底してまいります。しかし、万一、町内の学校・園において感染が確認された場合には感染拡大防止措置として次のような対応をさせていただきますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

(1) 園児・児童・生徒・職員が感染者(陽性者)と判明した場合

- ・ 14日間の臨時休園・臨時休業
- ・ 預かり保育・学童保育についても中止

(2) 園児・児童・生徒・職員が濃厚接触者と認定された場合

※同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする。

- ・ 本人は、自宅での経過観察(出席停止・目安14日)
- ・ 園長・学校長・保健所等と相談の上、学級(学年)閉鎖の措置・期間を判断する。
- ・ 学級(学年)閉鎖になったクラスは、預かり保育・学童保育についても中止。

(3) 園児・児童・生徒の同居者(親など)が濃厚接触者となった場合

- ・ 園児・児童・生徒は自宅での経過観察(出席停止)

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ大変重要な時期にあります。引き続き、手洗い・うがい・マスク着用を徹底し、人混みへの不必要な外出を控え、感染防止にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、幼稚園(小・中学校)が突然休園(休業)となった場合にも園児(児童・生徒)の安全な生活が確保できますよう、事前にご家庭で話し合い備えてください。

また、園児・児童・生徒の同居者(親など)が感染者・濃厚接触者となった場合は必ず園・学校にお知らせください。感染した園児・児童・生徒やご家族施設などを傷つけることのないようご配慮を重ねてお願いいたします。